



民事訴訟の応訴について

呉市が被告となっている訴訟の判決言渡しが令和5年11月17日午後1時10分に広島地方裁判所において行われましたが、原告が判決を不服とし控訴しましたので、これに応訴します（控訴状は令和6年1月16日付けで送達、同月17日受領）。

【事件番号等】 令和5年（ネ）第324号
呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求控訴事件

【管轄裁判所】 広島高等裁判所

【控 訴 人】 呉市在住の個人

【原判決の表示】

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【控訴の趣旨】

- 1 原判決を取り消す。
 - 2 被控訴人は控訴人に対し、金200万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

【今後の対応】

- 1 第1回口頭弁論期日は令和6年2月15日（木）午後2時30分から、広島高等裁判所202号法廷で行われます。
- 2 本件控訴への対応については、第1審の受任弁護士と控訴内容を確認し、訴訟方針を決めていく予定です。